

# 一般社団法人明星会明星大学同窓会 代議員選出規則

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この規則は、一般社団法人明星会明星大学同窓会（以下「本会」という。）の定款第14条の規定に基づき、代議員の選出に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

**第2条** 代議員とは、本会の正会員でこの規則に基づき選出された者で、正会員を代表して本会の正会員として総会で議決を行うものをいう。

2 代議員は、定款第5条に定める卒業期会及び支部会を選出母体として、其々卒業期代議員、支部会選出代議員と称する。

### (選出方法)

**第3条** 代議員の選出は、卒業期会及び支部会から正会員の選挙により選出する。

2 正会員の選挙権は、1名につき1票とし、所属卒業期会または所属支部会の何れかの代議員を選出する。但し、複数の支部に所属している正会員は何れか1つの支部を選択しなければならない。

3 卒業期代議員は、毎年度新正会員（毎年度の卒業生）より候補者15名以内を大学に委託し選出する。

4 支部会選出代議員は支部規則第4条に定める基準で各支部より候補者を選出する。

5 候補者数が卒業期会及び支部会ごとの定数と同数の場合、又は定数以下の場合には、信任があったものとし、選挙は行わないものとする。

### (代議員の定数)

**第4条** 本会の代議員の総定数は70名以上300名以内とし、理事会で決定する。

2 前項の総定数の内、卒業期会代議員にあつては50名以上200名以内、支部会選出代議員にあつては100名以内とする。

### (代議員の任期)

**第5条** 代議員の任期は、定款第14条第3項の規定により選出後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、4年ごとに改選を行う。

### (代議員の資格)

**第6条** 代議員たる正会員が正会員の地位を喪失したときは、代議員の資格を喪失する。

2 支部選出の代議員にあつては、当該支部が支部設立要件を欠いた場合には、当該年度末をもってその資格を喪失する。

3 卒業期会代議員と支部会代議員及び複数の支部会代議員は兼ねることができない。

### **(選挙の時期)**

**第7条** 本会の代議員の選挙は、選挙を実施する年の4月末日までに次期代議員の選出を行わなければならない。

### **(選挙人及び被選挙人の資格)**

**第8条** 代議員選挙の選挙人及び被選挙人は、定款第7条第2項の定めにより代議員を選出する日において、正会員でなければならない。

2 前項の資格に関する基準日は、選挙の実施される年の1月1日とする。

## **第2章 代議員選出選挙管理委員会**

### **(代議員選出選挙管理委員会)**

**第9条** 理事会は、定款第14条第4項に基づき、代議員の選出に関する業務を公正に行うため、本会に代議員選出選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を常設委員会として設置する。

2 委員会は、支部ごとの代議員の選出選挙に関する業務も併せて行う。

3 委員会の委員（以下「委員」という。）は10名以内とし、代議員を除く正会員の中から理事会において選任し会長が委嘱する。但し、代議員候補者に選出されたものを除く。

4 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

5 会長は、委員が確定次第、委員名簿を本会この法人のWebページにより公表しなければならない。

### **(委員の任期)**

**第10条** 委員の任期は、前条第4項の規定により選出された日から2年とする。再任は、連続して3期を超えることはできない。

2 任期中に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。前条第4項の規定により選出された日から選挙結果を発表し、委員会の解散の日までとする。

### **(委員会の業務)**

**第11条** 委員会の業務は、次のとおりとする。

- (1) 卒業期代議員及び支部選出代議員ごとの代議員定数の確定
- (2) 正会員への代議員選出選挙の周知
- (3) 代議員候補者名簿の作成
- (4) その他代議員選出選挙に関し必要な事項

### **(委員会の運営)**

**第12条** 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。委員長は、委員の互選によるものとする。

2 委員長は、委員会を招集し、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、または委員長に事故あるとき

は、その職務を代行する。

4 委員選任後、委員長が互選されるまでの間の委員長職務は前委員長が行い、前委員長が委員を退任した場合は、会長が代行する。

5 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。

ただし、当該議事につき書面をもって、予め意思を表示した者は、出席者とみなす。

6 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長がこれを決する。

7 委員長は、委員会の議事内容を記載した文書（議事録等）を作成し、速やかに会長に提出しなければならない。

#### **（代議員改選の公示）**

**第 13 条** 委員会は、代議員の任期満了となる日の3ヶ月前までに、代議員選出のための公示を本会の Web ページにより行わなければならない。

#### **（公示内容）**

**第 14 条** 前条の公示内容は、次に掲げる事項とする。

(1) 代議員の総定数並びに卒業期代議員及び支部選出代議員ごとの定数

(2) 代議員の任期

(3) 代議員候補者受付期間

(4) 投票期間

(5) 開票日

(6) その他必要な事項

2 委員会は、前項1号の定数を基に、正会員の中から代議員立候補者を募るものとする。

#### **（選挙結果の報告）**

**第 15 条** 委員会は、代議員の選挙が終了したときは、その結果を会長に報告しなければならない。

2 会長は、前項の報告を受けたときは、その結果をこの法人の Web ページにより正会員等に通知しなければならない。

#### **（事務）**

**第 16 条** 代議員選出選挙に関する事務は本会事務局が行う。

### **第3章 代議員の選出**

#### **（代議員候補受付期間）**

**第 17 条** 委員会は、1カ月を超えない範囲で候補者の受付期間を定めるものとする。

#### **（応募手続）**

**第 18 条** 卒業期代議員及び支部選出代議員候補者となる正会員は、前条に定める受付期間内に次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 卒業期代議員候補者となる正会員は、当該正会員を除き正会員 10 名以上の推薦書。但し、継続して候補者となる場合は推薦書を省略することができる。
- (3) 支部選出代議員候補者となる正会員は、支部規則第 4 条第 3 項に基づき選出された旨を明記した支部会の推薦書。
  - 2 前項の届出は、受付期間内に委員会に必着することを要する。
  - 3 この規則第 3 条第 3 項により毎年度の卒業期より選出される代議員は、本条第 1 項に定める手続きを経ることなくこの規則第 5 条に定める任期の代議員となる。

#### **(候補者名簿の公表)**

**第 19 条** 委員会は、前条第 1 項の規定により候補者が提出した書類に基づき、支部代議員及び卒業期代議員並びにこの規則第 3 条 5 項による候補者の立候補者名簿を作成し、次の各号について正会員に、公表しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 卒業期
- (3) 学部・学科
- (4) 略歴

#### **(候補者数が定数に達しない場合)**

**第 20 条** 委員会は、候補者が定数に達しない場合は、支部会及び卒業期会に対し、不足する候補者の推薦を依頼することができる。

2 前項の場合にあつては、支部会及び卒業期会は、速やかに候補者を選出する。ただし、この場合には、この規則第 17 条第 1 項の書類は必要としない。

#### **(選挙方法)**

**第 21 条** 代議員の選挙は、正会員が属する卒業期会及び支部会ごとの代議員立候補者数が定数を超えた場合に代議員選出選挙を行う。

2. 代議員選出選挙は、正会員が属する卒業期会及び支部会ごとの候補者に対する郵便投票又はインターネット投票（本会の Web ページへのアクセスによる投票）により行うものとする。ただし、インターネット投票は IT 環境が整備されるまで行わないこととする。

3. 投票は、投票締め切り日までに選挙人（正会員）の投票により行う。

(1) 投票は信任投票とし、代議員立候補者の氏名が列挙された投票用紙に、信任しない候補者について×印を記入する方法による。但し、無印は信任したとみなす。

(2) 締め切り日までに投票のない者は、代議員立候補者全員を信任したものとみなす。

(3) 当選者は、不信任票の少ない順に定数までを当選者とする。ただし、定数最下位者が複数である場合には、委員会において委員長が「くじ引き」により決するものとする。

(4) 代議員立候補者数が定数を超えない場合は、立候補者全員を当選とする。

4. 前項において、次の各号のいずれかに該当する場合は無効とする。なお、各号のいずれにも該当しないものは、委員会において判断するものとする。

- (1) 正規の投票用紙を使用していないもの
- (2) 代議員立候補者の氏名が列挙された投票用紙に×印以外の記号を記入したもの

(3) 判読ができないもの

#### 第4章 補則

##### (改廃)

**第 22 条** この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

##### (委任)

**第 23 条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、本会の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の設立の登記の日の前日に権利能力なき社団たる明星大学同窓会の代議員であった者は、設立の登記の日にこの規則第3条に基づき選出されたとみなす。
- 3 前項の代議員の任期は定款第14条第3項の定めにかかわらず、2024（令和6）年度に新しい代議員が選出されるまでの期間とする。

#### 附則

この規則は、2023（令和5）年3月18日から施行する。

この規則は、2023（令和5）年6月10日から施行する。

この規則は、2023（令和5）年10月14日から施行する。